

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年4月5日
【届出者の氏名又は名称】	富士通株式会社
【届出者の住所又は所在地】	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの連絡場所」 において行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号(汐留シティセンター)
【電話番号】	03(6252)2220(代表)
【事務連絡者氏名】	法務・コンプライアンス・知的財産本部 コーポレート法務部長 丹羽 正典
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	富士通株式会社 (東京都港区東新橋一丁目5番2号(汐留シティセンター)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、富士通株式会社を指し、「対象者」とは、ソレキア株式会社を指します。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年3月17日付で提出いたしました公開買付届出書（平成29年3月29日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

### 第1 公開買付要項

#### 3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

#### 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(2) 買付け等の価格

#### 8 買付け等に要する資金等

(1) 買付け等に要する資金等

### 第4 公開買付者と対象者との取引等

#### 2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

公開買付届出書の添付書類

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1【公開買付要項】

#### 3【買付け等の目的】

##### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

また、上記対象者取締役会においては、対象者株式価値算定書に照らせば、平成29年3月29日に公開買付者が行った本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の変更(以下「本買付価格変更」といいます。)前の本公開買付価格は、市場株価法の評価額のレンジを上回っており、類似会社比較法及びディスカунテッドキャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)による評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議したとのことです。

その後、公開買付者は、先行公開買付者が平成29年3月21日に公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、平成29年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。

なお、対象者が平成29年3月29日に公表した「富士通株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行ったとのことです。その結果、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年3月29日開催の取締役会において決議したとのことです。

上記各対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース、変更後対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

また、上記対象者取締役会においては、対象者株式価値算定書に照らせば、平成29年3月29日に公開買付者が行った本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の変更(以下「第1回買付価格変更」といいます。)前の本公開買付価格は、市場株価法の評価額のレンジを上回っており、類似会社比較法及びディスカунテッドキャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)による評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議したとのことです。

その後、公開買付者は、先行公開買付者が平成29年3月21日に公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について再度検討を行った結果、平成29年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。

なお、対象者が平成29年3月29日に公表した「富士通株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「第1回変更後対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、第1回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行ったとのことです。その結果、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年3月29日開催の取締役会において決議したとのことです。

また、公開買付者は、先行公開買付者が平成29年3月31日に公開買付価格を3,700円から4,500円に上げたことを受け、本公開買付けにおける応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行い、平成29年4月5日、本公開買付価格を4,000円から5,000円に変更すること(以下「第2回買付価格変更」といいます。)を決定いたしました。

対象者が平成29年4月5日に公表した「富士通株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「第2回変更後対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、第2回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行いましたが、上記の判断には変更はなく、平成29年4月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記各対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース、第1回変更後対象者プレスリリース、第2回変更後対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

(前略)

なお、対象者は、本買付価格変更に関する意見表明を行うにあたり、新たに対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得していないとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、対象者は、第1回買付価格変更及び第2回買付価格変更に関する意見表明を行うにあたり、新たに対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得していないとのことです。

(後略)

対象者における独立した第三者委員会の設置

(訂正前)

(前略)

なお、変更後対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成29年3月28日に、対象者取締役会に対して、本買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成29年3月28日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見書を提出しているとのことです。

(訂正後)

(前略)

なお、第1回変更後対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成29年3月28日に、対象者取締役会に対して、第1回買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成29年3月28日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見書を提出しているとのことです。

さらに、第2回変更後対象者プレスリリースによれば、第三者委員会は、平成29年4月4日に、対象者取締役会に対して、第2回買付価格変更を踏まえても、上記の検討結果に影響を与えるものではなく、平成29年4月4日時点において、上記意見の結論に関して特段変更の必要はないものとする内容の意見書を提出しているとのことです。

対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見  
(訂正前)

(前略)

さらに、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行ったとのことです。その結果、本買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものとの判断には変更はなく、平成29年3月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議したとのことです。また、上記対象者取締役会においては、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを併せて決議したとのことです。

対象者は、平成29年3月29日開催の取締役会において、上記と同様、当該取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役9名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経て、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議しているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役全員(4名)が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(訂正後)

(前略)

さらに、第1回変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、第1回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行ったとのことです。その結果、第1回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することで、公開買付者グループの製品、サービスを応用して、お客様のニーズに応える提案を行い、従来以上に公開買付者と共に顧客を獲得するビジネスを展開することにより、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものとの判断には変更はなく、平成29年3月29日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議したとのことです。また、上記対象者取締役会においては、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを併せて決議したとのことです。

第2回変更後対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、第2回買付価格変更を踏まえ、本公開買付けに関して、再度協議、検討を行いましたが、上記の判断には変更はなく、平成29年4月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

対象者は、平成29年3月29日及び平成29年4月5日開催の取締役会において、上記と同様、当該取締役会における本公開買付けに係る議題については、まず、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により決議を行い、取締役会の定足数を確実に満たす観点から、さらに、小林義和氏、小林英之氏、中辻義照氏、西垣政美氏及び原田英徳氏を加えた取締役9名全員において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の決議を経て、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議しているとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役全員(4名)が出席し、いずれも、取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2)【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式1株につき、金4,000円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ( )	-
株券等預託証券 ( )	-
算定の基礎	<p>(前略)</p> <p>本買付価格変更前の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJASDAQ市場における対象者株式の終値2,750円に対して27.27% (小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して25.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して50.28%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して65.88%、本公開買付けの公表日である平成29年3月16日の対象者株式の終値2,730円に対して28.21%のプレミアムを付した価格となります。</p> <p>その後、公開買付者は、先行公開買付者が平成29年2月3日に対象者株式に対する公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行った結果、平成29年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。</p> <p>本買付価格変更後の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJASDAQ市場における対象者株式の終値2,750円に対して45.45%、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して43.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して71.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して89.57%、本公開買付けの公表日である平成29年3月16日の対象者株式の終値2,730円に対して46.52%のプレミアムを付した価格となります。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>(前略)</p> <p>( )当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>公開買付者は、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書に記載された算定内容、結果を踏まえつつ、平成29年2月下旬から3月上旬にかけて行った対象者に対するデューデリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成29年3月16日に、本公開買付価格を3,500円とすることを決定いたしました。</p> <p>その後、公開買付者は、先行公開買付者が平成29年3月21日に公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行った結果、平成29年3月27日に本買付価格変更後の本公開買付価格を対象者に通知した上で、平成29年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。</p>

(訂正後)

株券	普通株式1株につき、金5,000円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ( )	-
株券等預託証券 ( )	-
算定の基礎	<p>(前略)</p> <p>第1回買付価格変更前の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJASDAQ市場における対象者株式の終値2,750円に対して27.27% (小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して25.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して50.28%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して65.88%、本公開買付けの公表日である平成29年3月16日の対象者株式の終値2,730円に対して28.21%のプレミアムを付した価格となります。</p> <p>その後、公開買付者は、先行公開買付者が平成29年3月21日に対象者株式に対する公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行った結果、平成29年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。</p> <p>第1回買付価格変更後の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJASDAQ市場における対象者株式の終値2,750円に対して45.45%、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して43.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して71.75%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して89.57%、本公開買付けの公表日である平成29年3月16日の対象者株式の終値2,730円に対して46.52%のプレミアムを付した価格となっております。</p> <p>さらに、公開買付者は、先行公開買付者が平成29年3月31日に対象者株式に対する公開買付価格を3,700円から4,500円に上げたことを受け、本公開買付けにおける応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行い、平成29年4月5日、本公開買付価格を4,000円から5,000円に変更することを決定いたしました。</p> <p>第2回買付価格変更後の本公開買付価格は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成29年3月15日のJASDAQ市場における対象者株式の終値2,750円に対して81.82%、過去1ヶ月間の終値単純平均値2,778円に対して79.99%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,329円に対して114.68%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値2,110円に対して136.97%、本公開買付けの公表日である平成29年3月16日の対象者株式の終値2,730円に対して83.15%のプレミアムを付した価格となっております。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>(前略)</p> <p>( ) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>公開買付者は、SMB C日興証券から取得した本株式価値算定書に記載された算定内容、結果を踏まえつつ、平成29年2月下旬から3月上旬にかけて行った対象者に対するデューデリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成29年3月16日に、本公開買付価格を3,500円とすることを決定いたしました。</p> <p>その後、公開買付者は、先行公開買付者が平成29年3月21日に公開買付価格を2,800円から3,700円に上げたことを受け、本公開買付けにおける今後の応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行った結果、平成29年3月27日に第1回買付価格変更後の本公開買付価格を対象者に通知した上で、平成29年3月29日、本公開買付価格を3,500円から4,000円に変更することを決定いたしました。</p>

	さらに、公開買付者は、先行公開買付者が平成29年3月31日に対象者株式に対する公開買付価格を3,700円から4,500円に上げたことを受け、本公開買付けにおける応募の見通し等を考慮して本公開買付価格について検討を行い、平成29年4月3日に第2回買付価格変更後の本公開買付価格を対象者に通知した上で、平成29年4月5日、本公開買付価格を4,000円から5,000円に変更することを決定いたしました。
--	--

## 8【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	2,940,944,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	47,000,000
その他(c)	6,300,000
合計(a) + (b) + (c)	2,994,244,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(735,236株)に、1株当たりの本公開買付価格(4,000円)を乗じた金額です。

(後略)

(訂正後)

買付代金(円)(a)	3,676,180,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	49,000,000
その他(c)	8,600,000
合計(a) + (b) + (c)	3,733,780,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(735,236株)に、1株当たりの本公開買付価格(5,000円)を乗じた金額です。

(後略)



## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

(前略)

変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年3月29日開催の取締役会において決議したとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

第1回変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、第1回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年3月29日開催の取締役会において決議したとのことです。

さらに、第2回変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、第2回買付価格変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び対象者株式を保有する株主の皆様に対しては本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを平成29年4月5日開催の取締役会において決議したとのことです。

(後略)

### 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、平成29年4月5日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。